

確定申告 準備はお早めに

■ 問合せ
税務財政課税務グループ
☎74-3003

確定申告が必要な方

営業、不動産所得などがある方で、所得税額が生じる方は年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な方

年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある方など

税制改正で公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、所

得控除（扶養控除や医療費控除など）を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

● 申告の際に持参するもの
【共通】収入のわかるもの（給与・年金の方は源泉徴収票の原本（コピー不可）、印鑑
● 還付申告の場合―申告者名義の預貯金口座がわかるもの（通帳など）

■ 各種所得控除

社会保険料控除―健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書

生命、地震保険料控除―生命、地震保険料控除証明書

障害者控除―障害者手帳など
配偶者特別控除―配偶者の収入がわかるもの

医療費控除―病院・薬局の領収書（受診者別、病院・薬局ごとにまとめてください）、医療費の明細書

窓口での明細書作成は時間がかかり混雑しますので、事前にご自身で作成するなど、ご協力をお願いします。

■ 医療費控除について

前年中に、自己または生計を

一緒にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。

保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。

医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。



国民健康保険 加入者の方

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が減額されます。

平成24年分の収入がなかった方、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけであった方は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が減額となりませんので、忘れずに申告しましょう。

* 必ず印鑑を持参してください。



確定申告
の相談と
申告書の
受付

2月18 日(月)
～
3月15 日(金)

還付申告については、1月31日(木)から始まります。

洞爺湖温泉支所 申告相談日

■ 日 時 3月1日(金)
午前の部
10時～12時
午後の部
13時～16時

■ 場 所 洞爺湖温泉支所
会議室